

発達に違いのある子どもたち

市では「障がいのある人、ない人にかかわらず、だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念としてさまざまな施策に取り組んでいます。今回も、市内で子どもたちの発達支援に取り組まれているNPO法人「まいすてつぷ」から、発達に違いのある子どもたちについて正しく理解いただくために、文章を寄稿いただきました。

指定障がい児通所支援事業所「まいすてつぷ」が平成25年11月に宇土市に引越してきてから、3年半が経ちました。

「まいすてつぷ」を開所した時、市内に障がいがある子どもを対象とする事業所はありませんでした。障がい者を対象とした事業は「銀河カレッジ」で長年取り組まれており、私達も事業開始前には相談をさせていただき、アドバイスをいただきました。色々な方々の協力で今の「まいすてつぷ」があります。

現在、市内で指定障がい児通所支援事業「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」を運営する事業所は、7カ所あります。

児童発達支援は「パレット宇土」「まいすてつぷ」の2事業所。放課後等デイサービスは「あすなろ」「こもれび」「きらめき」「デイきらり」「キャンパス宇土」「まいすてつぷ」

の5事業所です。「保育所等訪問支援」は「まいすてつぷ」で行っています。

この3年半の間に、宇土市にもたくさん事業所ができました。しかし、一つ一つの事業所は、すぐ満杯になってしまいます。それだけ社会のニーズは高いのです。

本来の「療育」について

現在の療育機関の数は指定障がい児通所支援事業の広がりとともに、10年前からすると格段に増えました。各事業所にはそれぞれ個性があり、さまざまな方法論に基づき療育が展開されています。事業所の療育内容を比較し、選択する余裕さえ出てきました。

利用対象児は、医療機関において、すでに診断を受けているお子さんはもちろんのこと、何らかの障がいがあるのではないかと心配な未診断のお子さんも含まれます。しかしそれ

は、診断名がつくかつかないかの、いわゆる「グレーゾーン」にあたるお子さんだけでなく、明らかに診断名がつくであろうお子さんまで、医療機関を受診せぬまま事業所を利用される要因となっています。

「療育」とは本来「保育」や「教育」だけでは育ちにくいお子さんに対する「医療」や「治療」の要素を加えた内容のものをいいます。

通常、医療型の事業所でない限り「児童発達支援」「放課後等デイサービス」には、正確な診断に準ずるような評価のできる職員の配置は義務付けられておらず、事業所で「療育」を行うためには、医療機関との連携が必要になってきます。

ご家庭で「うちの子は多分ADHD」「うちの子はアスペルガー」などと判断されることは非常に危険です。なぜなら、同じ発達障がいでも「ASD（自閉症スペクトラム障がい）」「ADHD（注意欠陥多動性障がい）」「LD（学習障がい）」などはそれぞれ療育の方法が違い、相反する方法を用いることもありま。お子さんによっては、これらの診断名を全部持っていらっしやる場合もあります。

診断を受けるとお子さんにレッテルを貼るようで、抵抗を持たれる家庭もあるかとは思いますが、診断はお子さんの状態に合わせた子育て、療育や保育・教育を行うためのものです。そして子ども自身が自分の特性を認識し、得意なこと不得意なこ

とを理解した上で自己コントロールし、社会で自立をしていくために必要なものです。

現状は、診断が可能な発達小児科や児童精神科は大変混み合っており、受診は簡単なことではないと思います。しかし、お子さん側に立ち、お子さんがどうしてそのような行動をしているのか、どうして話せないのか、どうしてまだできないのか、理由を知っていただきたいのです。それは二次障がいの予防にもつながります。

障がいがあるということは、脳の働き方が違う少数派に属するということです。しかし少数派の脳は、周囲の人が想像もしない能力を発揮することがあるのです。その芽を潰さないためにも、ぜひ正しい「療育」を受けていただきたい、そう願っています。

